

下水道使用料にかかる生活保護減免制度の廃止について

1 生活保護のあらまし

日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、さまざまな事情（病気やケガで働けなくなった。一家を支えていた働き手の死亡により収入がなくなった。働いて得た収入だけでは生活できない等）によって生活に困窮している世帯に対し、国が最低限度の生活を保障するとともに、自立して生活していけるように支援することを目的とした制度です。

生活保護は、「資産の活用」「能力の活用」「他の法律・制度を優先して利用」することを要件としています。さらに、親子、兄弟姉妹などからの援助（「扶養義務者からの援助」）があれば、それが生活保護に優先されます。

このように、資産や能力に応じて最善の努力をしてもなお生活ができない場合に、はじめて保護が適用される制度となっています。

○日本国憲法（抜粋）

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

2 支給される保護費について

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

| | |
|---------------|----------|
| 最低生活費 | |
| | |
| 年金・児童扶養手当等の収入 | 支給される保護費 |

保護費の種類と内容

生活保護は、以下の8種類の扶助に分けられ、生活を営む上で必要な各種費用に対応して支給されます。

| 扶助の種類 | 生活を営む上で生じる費用 | 支給内容 |
|-------|-----------------------------|--|
| 生活扶助 | 日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等) | 基準額は、 (1) 食費等の個人的費用 (2) 光熱水費等の世帯共通費用を 合算して算出。 特定の世帯には加算があります。 (母子加算等) |
| 住宅扶助 | アパート等の家賃 | 定められた範囲内で実費を支給 |
| 教育扶助 | 義務教育を受けるために必要な学用品費 | 定められた基準額を支給 |
| 医療扶助 | 医療サービスの費用 | 費用は直接医療機関へ支払い (本人負担なし) |
| 介護扶助 | 介護サービスの費用 | 費用は直接介護事業者へ支払い (本人負担なし) |
| 出産扶助 | 出産費用 | 定められた範囲内で実費を支給 |
| 生業扶助 | 就労に必要な技能の習得等にかかる費用 | 定められた範囲内で実費を支給 |
| 葬祭扶助 | 葬祭費用 | 定められた範囲内で実費を支給 |

3 生活扶助とその金額について

下水道使用料は日常生活に必要な費用である生活扶助に含まれています。生活扶助を含む各種扶助については平成 30 年 10 月から段階的に見直しが予定されており、モデルケースの最低生活費（生活扶助）を見直し前と見直し後（施行 1 年目）で比較すると、加古川市の場合、「夫婦子 1 人世帯」「高齢者夫婦世帯」「母子 2 人世帯」では、それぞれ 1,420 円、1,800 円、3,250 円の増加となっており、「高齢者単身世帯」では、630 円の減少となっています。

なお、この度の見直しでは緩和措置として現行の基準額からの減額幅を 5% 以内にするるとともに、3 年間をかけて段階的に施行することとなっています。

最低生活費の試算（生活扶助）

| | 夫婦子 1 人世帯 33 歳・29 歳・4 歳 | 高齢者単身世帯 68 歳 | 高齢者夫婦世帯 68 歳・65 歳 | 母子 2 人世帯 30 歳・4 歳 |
|------|----------------------------|-----------------|----------------------|----------------------|
| 見直し前 | 141,000 円 | 70,450 円 | 105,240 円 | 128,970 円 |
| 見直し後 | 142,420 円 | 69,820 円 | 107,040 円 | 132,220 円 |
| 差額 | 1,420 円 | ▲630 円 | 1,800 円 | 3,250 円 |

4 下水道使用料負担額について

生活保護減免制度が廃止された場合に、生活保護受給者に負担していただくこととなる下水道使用料の平均負担額を平成 28 年度決算をもとに試算すると、1 世帯当月額 1,461 円（税込み）となります。

○計算式（平成 28 年度実績をもとに試算）

$$\begin{aligned} 17,132,390 \text{ 円 (減免金額)} \div 6,332 \text{ 件 (減免件数)} & \div 2,706 \text{ 円 (税抜き・2 カ月)} \\ & \div 2,922 \text{ 円 (税込み・2 カ月)} \\ 2,922 \text{ 円} \div 2 & = 1,461 \text{ 円 (税込み・1 カ月)} \end{aligned}$$

下水道使用料料金表（2 カ月につき税込み額）

| 使用水量（m ³ ） | 下水道使用料（円） |
|-----------------------|-----------|
| 0～10 | 1,944 |
| 20 | 2,376 |
| 21 | 2,505 |
| 22 | 2,635 |
| 23 | 2,764 |
| 24 | 2,894 |
| 25 | 3,024 |
| 26 | 3,153 |
| 27 | 3,283 |
| 28 | 3,412 |
| 29 | 3,542 |
| 30 | 3,672 |

5 全国の生活保護減免の状況（施行時特例市・平成30年4月現在）

加古川市と人口規模が同程度である全国の施行時特例市36市を調査対象とし、照会を行いました。その結果、加古川市を含む10市が生活保護受給者に対する減免制度を有しているとの回答がありました。一方、減免制度を有していない市は26市あり、このうち4市は、過去に有していた減免制度を、現在は廃止しているとの回答がありました。廃止の理由については、二重給付の解消等によるものとなっています。

なお、今後制度の廃止を予定している市が2市ありました。減免制度の新設や拡充を予定している市はありませんでした。

減免制度がある市（10市）

| 自治体名 | 減免内容 |
|--------------------------------|------|
| 加古川市、つくば市、平塚市、厚木市、大和市、四日市市、八尾市 | 全部免除 |
| 草加市、春日部市、宝塚市 | 一部免除 |

近年減免制度を廃止した市（4市）

| 自治体名 | 減免内容 | 廃止時期 | 備考 |
|------|------|-------------|--------|
| 寝屋川市 | 全部免除 | 平成25年3月31日 | |
| 明石市 | 全部免除 | 平成25年9月30日 | 経過措置あり |
| 小田原市 | 全部免除 | 平成29年11月30日 | |
| 茅ヶ崎市 | 全部免除 | 平成30年3月31日 | |

減免制度の廃止を予定している市（2市）

| 自治体名 | 減免内容 | 廃止時期 | 備考 |
|------|------|------|----|
| 厚木市 | 全部免除 | 未定 | |
| 宝塚市 | 一部免除 | 未定 | |

生活保護減免にかかる施行時特例市36市の状況

| | 名称1 | 名称2 | 級地 | 減免制度の有無 | 減免の内容 | 備考 |
|----|------|------|-----|---------|------------------|--------|
| 1 | 山形県 | 山形市 | 2-1 | - | | |
| 2 | 茨城県 | 水戸市 | 2-1 | - | | |
| 3 | 茨城県 | つくば市 | 3-1 | 有 | 全部免除 | |
| 4 | 群馬県 | 伊勢崎市 | 3-1 | - | | |
| 5 | 群馬県 | 太田市 | 3-1 | - | | |
| 6 | 埼玉県 | 熊谷市 | 2-1 | - | | |
| 7 | 埼玉県 | 川口市 | 1-1 | - | | |
| 8 | 埼玉県 | 所沢市 | 1-2 | - | | |
| 9 | 埼玉県 | 草加市 | 2-1 | 有 | 一部免除(基本料の2分の1) | |
| 10 | 埼玉県 | 春日部市 | 2-1 | 有 | 一部免除(使用料の2分の1) | |
| 11 | 神奈川県 | 平塚市 | 1-2 | 有 | 全部免除 | |
| 12 | 神奈川県 | 小田原市 | 1-2 | - | | 廃止 |
| 13 | 神奈川県 | 茅ヶ崎市 | 1-2 | - | | 廃止 |
| 14 | 神奈川県 | 厚木市 | 1-2 | 有 | 全部免除 | 廃止予定あり |
| 15 | 神奈川県 | 大和市 | 1-1 | 有 | 全部免除 | |
| 16 | 新潟県 | 長岡市 | 2-2 | - | | |
| 17 | 新潟県 | 上越市 | 3-1 | - | | |
| 18 | 福井県 | 福井市 | 2-1 | - | | |
| 19 | 山梨県 | 甲府市 | 2-1 | - | | |
| 20 | 長野県 | 松本市 | 2-1 | - | | |
| 21 | 静岡県 | 沼津市 | 2-1 | - | | |
| 22 | 静岡県 | 富士市 | 2-2 | - | | |
| 23 | 愛知県 | 一宮市 | 2-1 | - | | |
| 24 | 愛知県 | 春日井市 | 2-1 | - | | |
| 25 | 三重県 | 四日市市 | 2-1 | 有 | 全部免除 | |
| 26 | 大阪府 | 岸和田市 | 1-2 | - | | |
| 27 | 大阪府 | 吹田市 | 1-1 | - | | |
| 28 | 大阪府 | 茨木市 | 1-1 | - | | |
| 29 | 大阪府 | 八尾市 | 1-1 | 有 | 全部免除 | |
| 30 | 大阪府 | 寝屋川市 | 1-1 | - | | 廃止 |
| 31 | 兵庫県 | 明石市 | 1-2 | - | | 廃止 |
| 32 | 兵庫県 | 加古川市 | 2-2 | 有 | 全部免除 | |
| 33 | 兵庫県 | 宝塚市 | 1-1 | 有 | 一部免除(20立法メートルまで) | 廃止予定あり |
| 34 | 鳥取県 | 鳥取市 | 2-1 | - | | |
| 35 | 島根県 | 松江市 | 2-1 | - | | |
| 36 | 佐賀県 | 佐賀市 | 2-1 | - | | |